

マイナンバーカード出張申請受付サービス申込等ご案内（施設利用者）

福祉施設等をご利用されている方で支援が必要な方に、円滑にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、市職員が施設を訪問し、写真撮影や申請手続きを受け付ける、『マイナンバーカード出張申請受付サービス』を実施します。

出来上がったカードは後日、郵送でお届けします。

【対象となる方】

○会津若松市に住民登録があり申請の意思がある方（意思表示ができる方）で、以下に該当している方が対象となります

- ・会津若松市内の福祉施設等を利用されている方
- ・成年被後見人でない方
- ・被保佐人、被補助人の場合は、代理行為目録に「マイナンバーに関すること」が記載されていない方（カード取得に関し、ご本人単独で意思決定ができる方）

【申請条件】

- 本出張申請サービスに係るすべての事項について、施設長等、施設管理者の許可を得ていること（サービスを利用すること、申請会場の設置、駐車場・介助者の確保、など）
- 申請にかかる事務について、取りまとめしていただける方がいること
- 施設内に、申請書の記入や写真撮影ができる場所を確保できること
- ご家族または施設職員等の介助者がおり、申請者本人の顔写真の撮影ができること
- 申請当日、空き駐車スペース（車1台分）を確保できること

【その他の条件】

- はじめてマイナンバーカードを申請する方
- 申請から2か月以内に住所異動をする予定がない方
- 本人確認書類等、必要書類を準備できる方
- 施設等へ入所されている方は当該施設へ申請者本人宛の郵便物が届く方。また、施設等へ入所されていない方は、住民票の住所へ申請者本人宛の郵送物が届く方（郵便物の転送をかけていない方）

【実施日時】

- 金曜日を除く、平日（市役所開庁日）の以下の時間
 - ・午前（午前9時30分から午前11時30分までの間）
 - ・午後（午後2時から午後4時までの間）

【申請当日の流れおよび必要な書類等】

別紙のとおり

【申し込みからカード受け取りまでの流れ】

- 電話、窓口などで相談（申請者の状況を確認し、担当から説明等があります）
 - ・実施希望日の1か月前までにご連絡いただき、実施希望日と日時、人数を確認します
- ↓
- 必要書類をご案内します（申込書（別紙1）、申請者名簿（別紙2）など）
 - ・市のホームページ等でダウンロード入手
- ↓
- 申し込み（申込書（別紙1）、申請者名簿（別紙2）を提出いただきます）
 - ・実施日の3週間前までに提出いただきます
- ↓
- 申請受付関係書類の送付
 - ・書類一式を施設へ送付しますので、事前にご記入いただき、受付当日ご準備いただきます。
なお、デイサービスの利用者、ショートステイの利用者など施設の入所者でない場合は、住民票の住所へ転送不要郵便で「意思確認書」を送付しますので、当日ご持参ください。
- ↓
- 受付当日の会場の準備・誘導（会場設営等は申込者にご準備いただきます）
 - ・実施日は、申込みの時間から受付できる体制を整えておいてください
- ↓
- 事前記入書類等と必要なものを揃えて申請受付
 - ・訪問した職員が、申請のサポート・写真撮影等を行います
- ↓
- およそ1～2か月後に簡易書留にて郵送
 - ※必要書類が揃わないと郵送できない場合がございますのでご注意ください

【顔認証マイナンバーカードの発行について】

「顔認証マイナンバーカード」（暗証番号不要のカード）の交付も可能です。

このカードは暗証番号の設定や管理に不安のある方の負担軽減を目的としたものですが、現在ご利用できるサービスが、マイナ健康保険証・本人確認書類としてのご利用に限られます。

「顔認証マイナンバーカード」をご希望の場合は、別添チラシの内容を十分ご理解いただいたうえ、お手続きください。

問い合わせ

会津若松市役所 市民課 総務グループ マイナンバー担当

住所 〒965-0871 栄町5番17号

電話 0242-36-7210

FAX 0242-28-4579

mail simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp